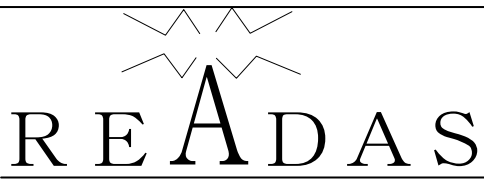


第 5587 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 8日 火曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人税の申告期限の延長を要望

**Q**：法人税の申告期限を延長することを次の税制改正で要望されているとか。どのようになっているのですか？

**A**：上場企業の株主総会期日設定の柔軟化を進め、企業と株主・投資家の対話期間を欧米諸国並に確保できるようにするため、法人税の申告期限の見直しを要望しています。

### 【解説】

経済産業省は、平成29年の税制改正で株主総会設定の柔軟化に対応する法人税の申告期限の見直しを要望しています。

これは、①決算日から定時株主総会開催日までの日数が、諸外国（約4～5ヶ月）に比べて短い（2.8ヶ月）ということ、②株主総会の開催日が諸外国の主要企業と比べると、日本は突出して集中しているという現状があり、海外の機関投資家からも株主総会の開催時期を遅らせることが望ましいという声を受けて、それに対応するべく改正しようとするものです。

現状は、会社法においては会社の総会日は柔軟に設定することができることとなっていますが、法人税では、一般に「決算日から3か月以内」（原則は2か月以内。特例により1か月延長可）に、確定した決算に基づく申告を行わなければならないとされていることから、株主総会で決算を確定しなければならない場合は、申告期限に間に合わないこととなるとして、次の税制改正では、法人税の申告期限を延長することを要望しています。

